

診療情報の開示について

診療情報の閲覧をご希望の際は、担当医師又は医事課までお申し出下さい。
所定の請求書をお渡しいたします。

開示により得た情報は、あくまでも患者様個人の目的において使用し、他者の権利やプライバシーを侵すことに使用してはならないものとします。

1. 開示を請求できる方
 - (1) 本人
 - (2) 親族などの代理人（法定代理人、任意後見人を含む）

2. 開示までの手順
 - (1) 開示に関する要望書を医事課まで提出していただきます。
 - (2) 提出時に御本人と確認できる書類等（運転免許証、パスポート、健康保険証等）を提出していただきます。
 - ※ 請求者が代理人の場合は御本人の親権者又は後見人等であることを証明する書類（戸籍謄本、委任状及び印鑑証明、扶養証明書等）が必要となります。
 - (3) 請求があった日から15日以内に開示、一部開示、不開示の回答を文書にて御連絡させていただきます。
 - (4) 開示決定の通知があった方は、開示決定書に記載された日時に来院いただき、御本人と確認のうえで開示させていただきます。
 - ※ 原本の閲覧、コピーは可能ですが、原本の院外への持出しは原則として禁止とさせていただきます。
 - ※ コピーを希望される方は所定の料金をお支払いいただきます。

開示請求者の確認書類

患者様ご本人

免許証、パスポート、健康保険証

法定代理人

戸籍謄本等資格を証明する書類

患者様から代理権を与えられたご親族又はこれに準ずる方

戸籍謄本、委任状及び印鑑証明書

実際に患者様を世話しているご親族又はこれに準ずる方

住民票又は扶養証明書

診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

公正証書

・親 族

民法に規定する、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

・準ずる方

生計を同じくしていた方、特別縁故者

・法定代理人

未成年者の場合

民法に規定する親権者、未成年後見人

成年被後見人の場合

民法に規定する成年後見人

被保佐人の場合

民法に規定する保佐人

関東病院